

小売全面自由化に関する進捗状況

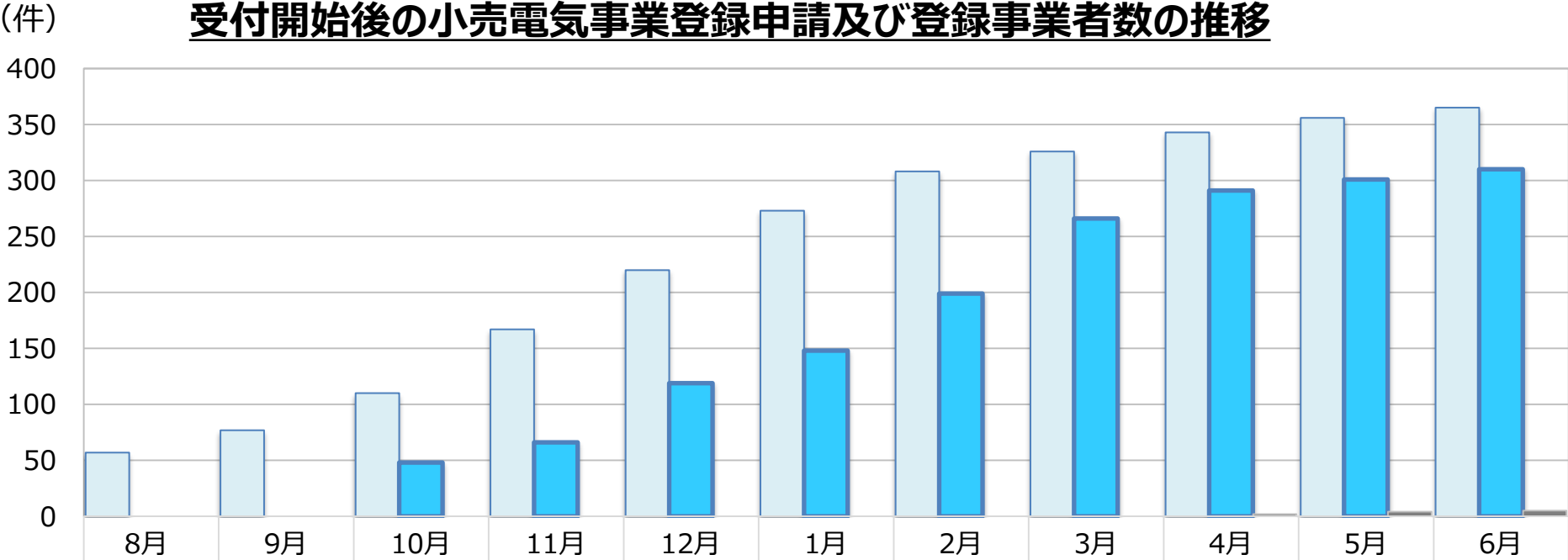
平成 2 8 年 7 月 1 日

資源エネルギー庁

小売電気事業者の登録数の推移

- 昨年 8 月の事前登録申請の受付開始以降、小売電気事業者の登録申請は着実に増加しており、これまでに310件を登録（6月30日時点）。
- 本年 4 月の全面自由化以降、申請数の増加は鈍化している。

受付開始後の小売電気事業登録申請及び登録事業者数の推移



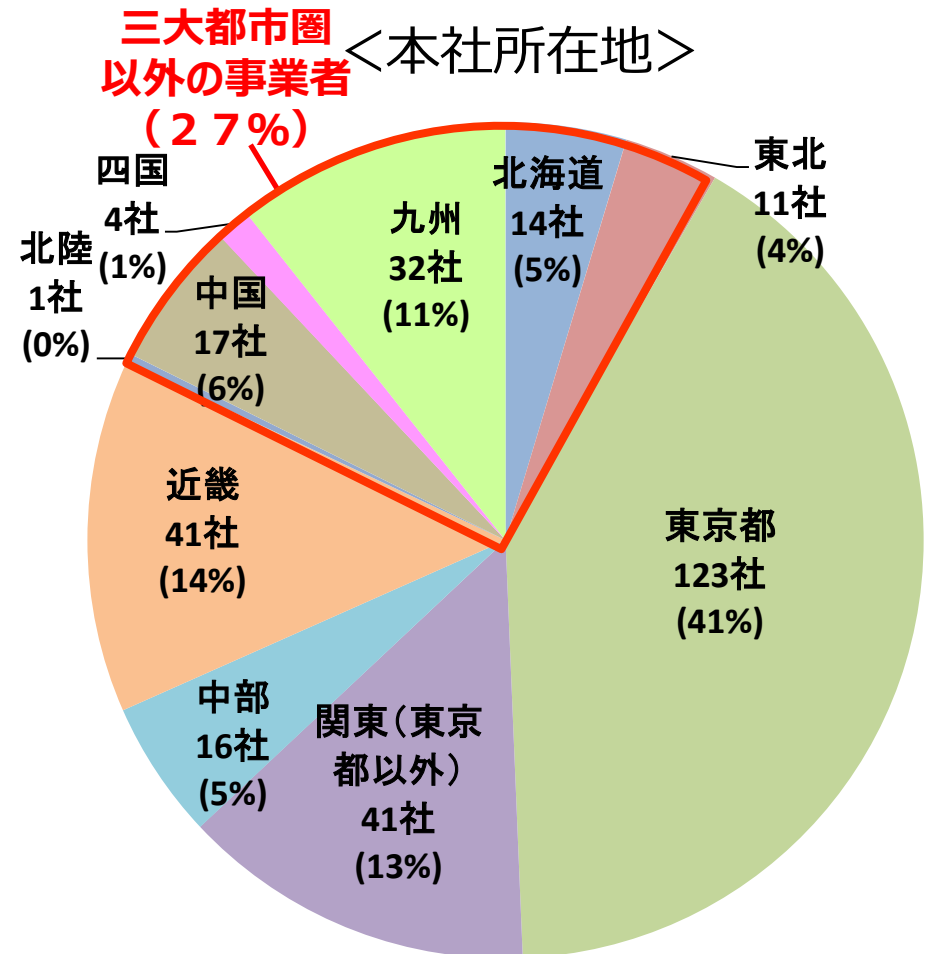
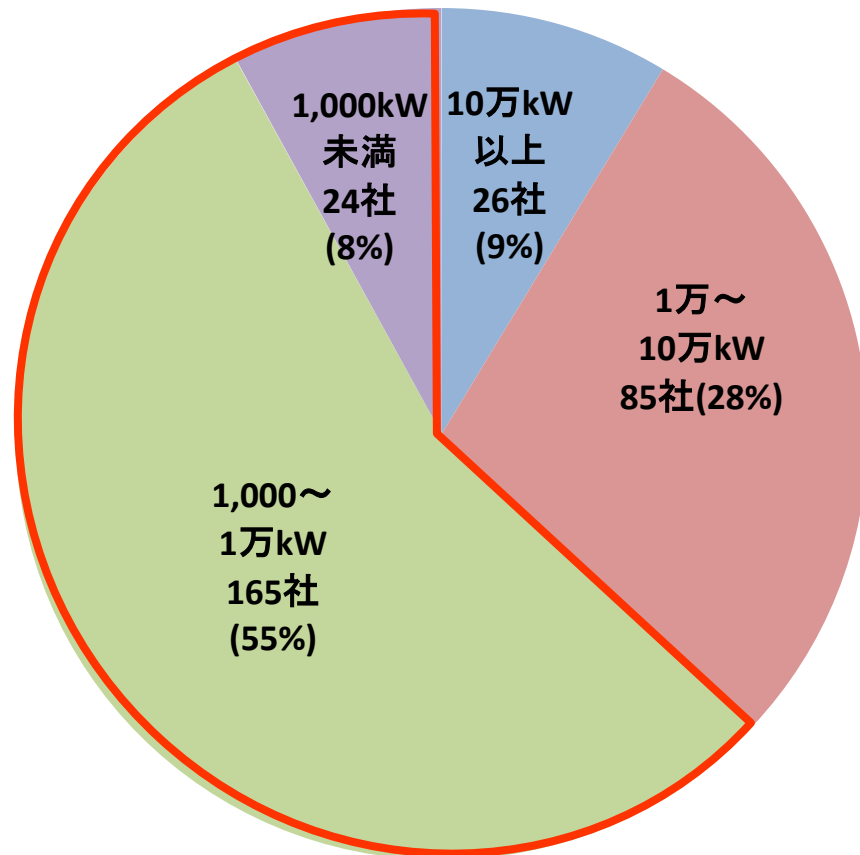
申請件数	57	77	110	167	220	273	308	326	343	356	365
登録件数	0	0	48	66	119	148	199	266	291	301	310
登録抹消件数	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	5

(備考) 5月までの件数は月末時点。6月は6月30日までの件数。
登録件数は、のべ登録件数から登録抹消件数を差し引いた件数。
登録抹消件数とは、事業の承継や廃止等により小売電気事業の廃止届出等を行った事業者数。

登録小売電気事業者の内訳（最大需要電力の見込み、本社所在地）

- 登録小売電気事業者※の内訳は、最大需要電力の見込みが1万kWを下回る小規模事業者が全体の6割余りを占める。
※旧一般電気事業者10社を除く300社
- 本社所在地は4割が東京だが、三大都市圏以外に本社を置く事業者も3割弱存在する。

＜最大需要電力の見込み＞

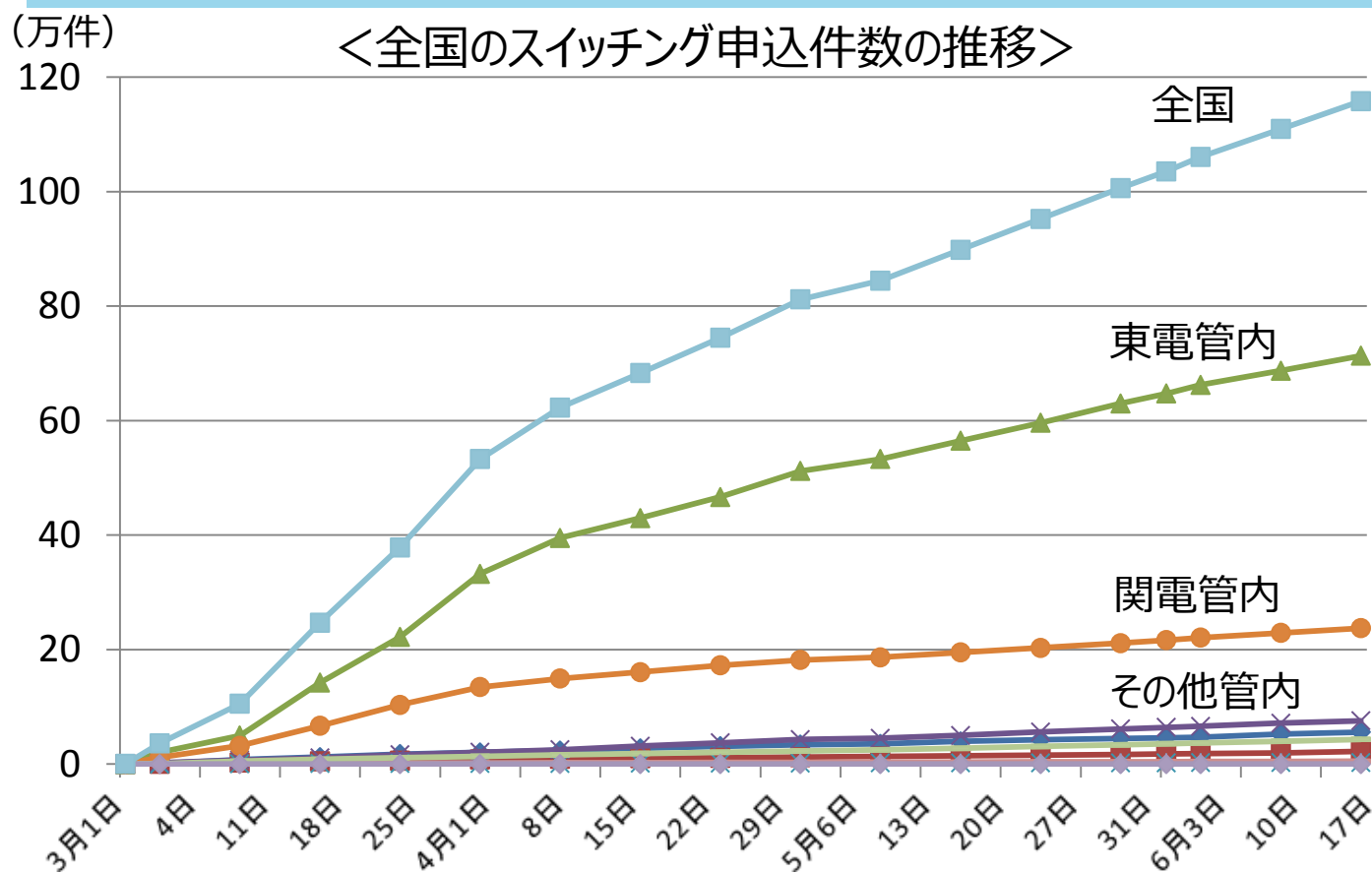


スイッチングの申込状況

- 広域機関によると、スイッチング支援システムを通じた6月17日時点での契約先の切替え（スイッチング）の申込件数※は、約116万件となっている。

※自社内の契約切替え（規制→自由）を含まず、他社への契約先の切替えの件数に限る。

- 他方、5月末時点での旧一般電気事業者の自社内の契約の切替え（規制→自由）の申込件数は合計約171万件であり（資源エネルギー庁調べ）、上記スイッチング件数と合わせた契約切替えの申込件数は合計約287万件となっている。



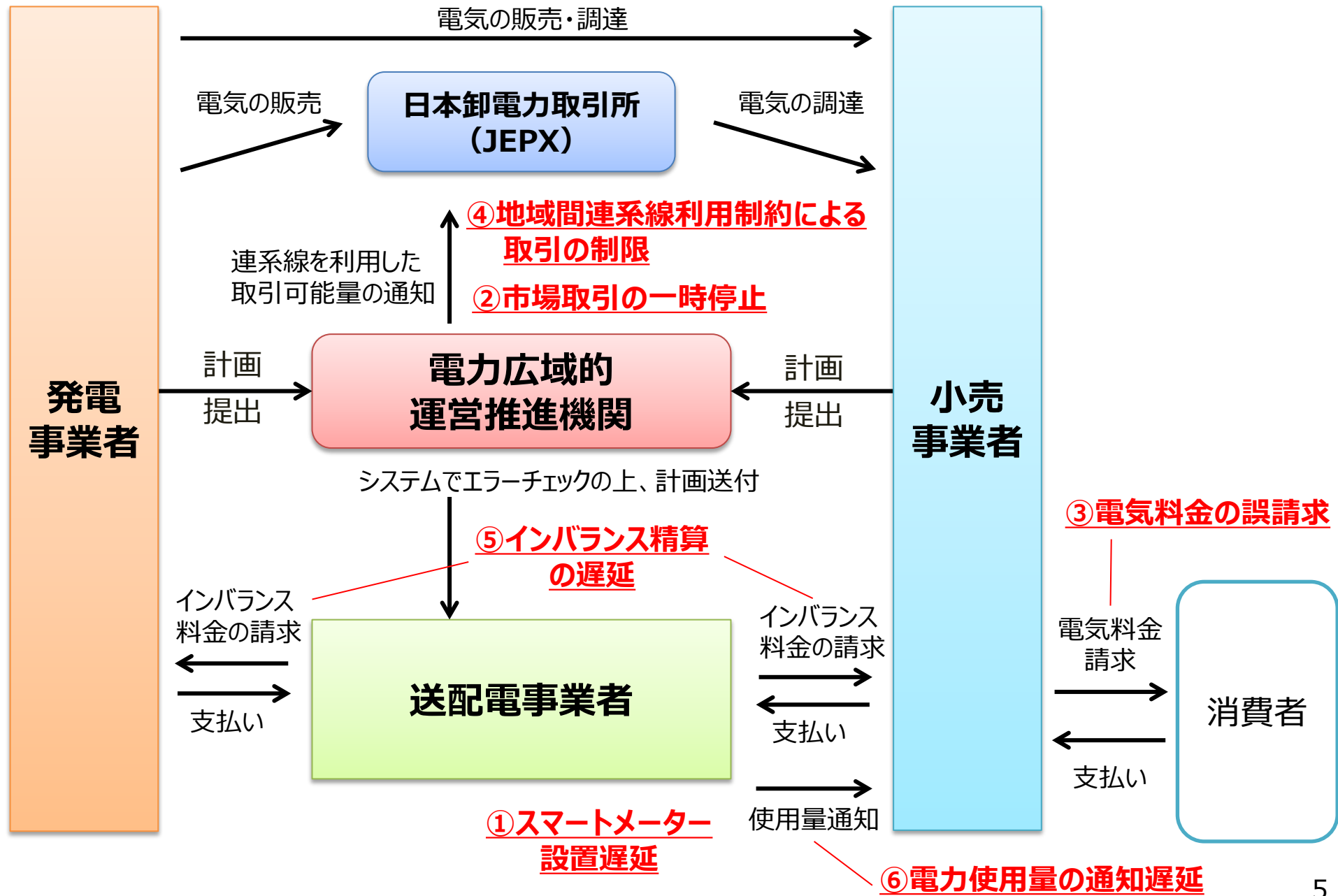
管内	申込件数 【単位：万件】	率（※） 【単位：%】
北海道	5.58	2.02
東北	2.21	0.40
東京	71.33	3.11
中部	7.57	0.99
北陸	0.26	0.21
関西	23.74	2.36
中国	0.29	0.08
四国	0.51	0.26
九州	4.32	0.69
沖縄	—	—
全国	115.81	1.85

(※) 2015年度の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算

小売全面自由化に伴うシステム不具合等の状況

件名 (発生時期)	関係事業者	不具合等の概要	現状
①スマートメーターの設置遅延 (3月～)	東京電力 (送配電)	工事力確保の遅れにより、契約切替えを希望する需要家に対するスマートメーターの設置が遅延 (最大2か月程度)	8月中の解消に向けて対応中
②市場取引の一時停止 (3/31～4/1)	広域機関 卸電力取引所	広域機関のシステム不具合により、広域機関と卸電力取引所間のデータ受渡しが不調になり、卸電力取引所の1時間前市場における取引が一時停止	約8時間後にシステム復旧済み
③電気料金の誤請求 (4～5月)	東京電力(小売) 四国電力、 九州電力	小売全面自由化に対応した料金計算システム等に不具合があり、需要家に対する電気料金の誤請求等が発生	解消済み
④地域間連系線の利用制約 (4月～)	広域機関 卸電力取引所	広域機関システムの一部機能の開発遅延や不具合により、卸電力取引所の1時間前市場において、地域をまたいだ電気の取引障害が発生 (ページ6参照)	6月3日に解消済み ※別途、スポット市場における取引障害が発生(6月)
⑤インバランス精算の遅延 (4月～)	小売、発電事業者 広域機関 送配電事業者	事業者が提出する計画データの不備や広域機関システムの計画チェック機能の一部開発遅延等により、計画に多数の誤りが生じ、計画と実績の差に基づくインバランス精算が遅延 (ページ7参照)	7月以降、順次精算開始予定
⑥電力使用量の通知遅延 (5月～)	東京電力 (送配電)	システム不具合等により、小売事業者に対する需要家の電力使用量の通知が遅延 (ページ8参照)	早期解消に向けて対応中

(参考) システム不具合等の発生個所



地域間連系線利用制約による取引の制限

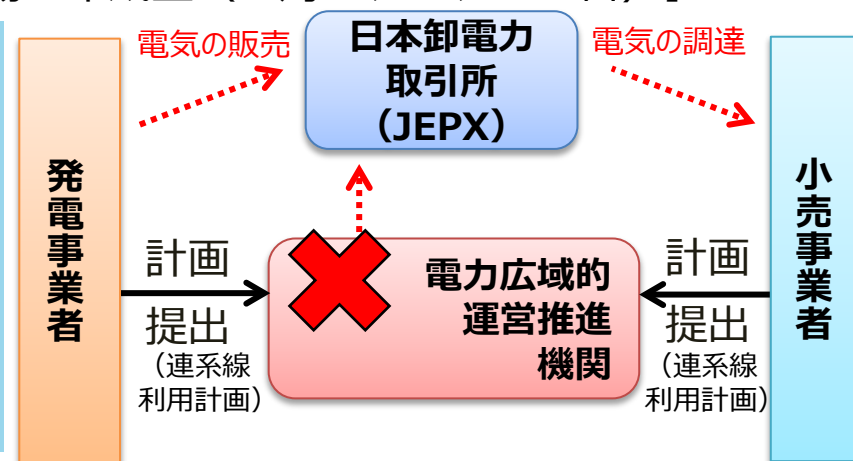
【システム開発遅延による 1 時間前市場の連系線経由取引の停止（6 月 3 日まで）】

- 地域をまたいだ電気の取引を行おうとする発電事業者及び小売事業者は、毎日、翌日の連系線利用計画を広域機関に提出。これらの計画を踏まえ、広域機関が連系線の空容量を決定しており、卸電力取引所における地域をまたいだ電気の取引は、広域機関が定めた連系線の空容量の範囲で行われることとなっている。
- しかしながら、広域機関においては、4 月 1 日に導入を予定していた新情報処理システムの開発が遅延し、連系線利用計画に基づく空容量の管理ができなかったため、4 月 1 日に開始予定だった卸電力取引所の 1 時間前市場における連系線を利用した電気の取引は停止された。
- その後、新情報処理システムの運用開始に伴い、6 月 3 日から卸電力取引所の 1 時間前市場における連系線を利用した電気の取引が開始された。

【人為的ミス等による一部地域間におけるスポット取引市場の不成立（6 月 4、7、12 日）】

- 広域機関では、6 月 3 日に連系線空容量の手入力ミスが発生。6 月 6 日及び 11 日にはシステムの計算方法の誤りにより、一部連系線について誤った空容量値が広域機関から卸電力取引所に対して通知された。
- この結果、卸電力取引所のスポット取引市場でこれらの連系線を利用した電気の取引が制限を受けた。

北陸関西間・中部北陸間（6 月 4 日、12 日） 関西中国間（6 月 7 日）



今後の対応

- 広域機関では、現在、発生原因を踏まえて、システム上だけでなく人的確認による再発防止策を講ずると共に、組織マネジメント体制の強化を実施。
- 国としても再発防止等に向けた報告徴収を行い、適切な対応を促している。

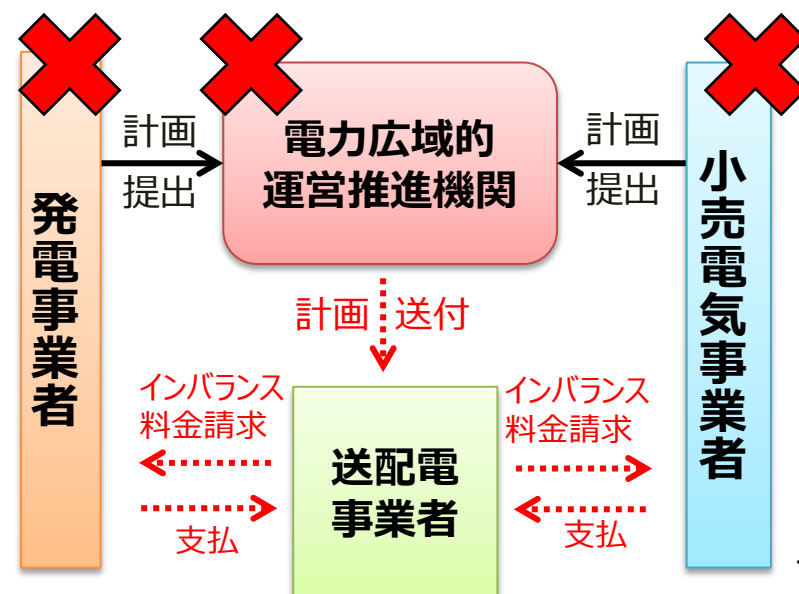
計画誤りによるインバランス精算の遅延

- 発電事業者及び小売電気事業者は、毎日、翌日の発電・需要の計画を、広域機関を通じて一般送配電事業者に提出。これらの計画と実績の差をインバランスといい、インバランス補給を行う一般送配電事業者、発電事業者及び小売電気事業者との間で事後的に料金精算を行うこととなっている。
- 新たなインバランス精算制度は、小売全面自由化にあわせて4月に開始したが、新制度に関する事業者の準備・習熟が必ずしも十分でなかったことや、広域機関システムによる計画チェック機能の開発が一部遅延していることなどにより、4月以降、発電事業者及び小売電気事業者が広域機関を通じて一般送配電事業者に提出する計画に多数の誤りが発生。これらの誤った計画に基づきインバランスの精算を行うと、実態から乖離した料金精算が多数発生する恐れがある。
- これまで、インバランス精算に際して誤った計画をどのように取り扱うか関係者間で協議してきたが、本来、6月上旬に手続が開始されるべき4月分のインバランス精算が遅延している状況。

対応状況

- 計画誤りの防止に向けて、広域機関から各事業者に対し、正しい計画を提出するよう指導・注意喚起。
- 広域機関システムによる計画チェック機能については、7月中旬頃の運用開始に向け、開発中。
- インバランス精算については、誤った計画を提出した事業者に対し、誤りを訂正する機会を設けた上で、精算手続を行う。

(詳細 (資料4))



電力使用量の通知遅延

- 各需要家の電力使用量は、毎月、送配電事業者が検針し、小売事業者に通知。小売事業者は、通知を受けた使用量に基づき、需要家に料金を請求している。
- 4月以降、東京電力パワーグリッドにおいて、新たに導入したシステムの不具合等により一部検針データの取り出しに支障を来しており、小売事業者に対する電力使用量の通知が遅延。本来、検針後数日以内に行われるべき通知が、最大1か月以上遅れている。
- この結果、小売事業者から需要家に対する電気代の請求が遅れるなどの影響が出ている。

1. 現状

東京電力パワーグリッドは、システム不具合の原因を特定できておらず、手作業による検針データの取り出し等を実施。体制強化などにより、これまでに発生した遅延の解消に努めているが、毎日のように検針が行われる中で、日々新たな遅延が発生。

※ 6月〇日時点の遅延件数は約〇万件（全体の約〇%）

2. 当省の対応

- 5月20日及び6月3日付で報告徴収を行い、原因究明の状況及び遅延解消に向けた対策を確認。早期の解決及び十分な対外的説明を指示。
- 遅延が継続し、小売事業者及び需要家へ影響が生じていることに鑑み、電力・ガス取引監視等委員会において、6月17日付で業務改善勧告を発出。

